

学生各位

学生課学生係

前期授業料免除について(4年生～専攻科生)

このことについて、授業料免除を希望する学生は、下記の期間中に学生課学生係で申し込んでください。なお、期限を過ぎての申込みはできませんので注意してください。

記

1. 高等教育の修学支援新制度による授業料減免 (※令和7年度から多子世帯に支援拡充)

- 対象者
- ① これから日本学生支援機構給付奨学金 在学採用の申込をする(予定の)者
 - ② 日本学生支援機構給付奨学金 予約採用者の4年生
 - ③ 本科在学時に日本学生支援機構給付奨学金の奨学生だった専攻科1年生

2. 国立高等専門学校機構による授業料減免

(※該当する場合は、学生係までご相談ください。)

対象者 以下のいずれかに該当する者

- ① 授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者が死亡した場合
又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた者
- ② 授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった者
- ③ ①又は②に準ずる者

3. 要項配付期間 (1, 2ともに) **4月7日(火)～4月28日(火)**

4. 書類提出期限 (1, 2ともに) **4月30日(木) 17時** ※要項受取後の必要書類提出期限

5. その他

- ・書類提出者からは、結果が確定するまで授業料の引落を行いません。
- ・修学支援新制度での免除を希望する学生は、日本学生支援機構給付奨学金も、併せて申し込みをしてください。
- ・既に授業料免除を受けている(修学支援新制度の対象となっている)学生は対応不要です。(本案内は「新規申請」となります。)

以上